



Title	淀川筋綱引役の研究 : 近世畿内近国支配における幕府・個別領主・村の位相をめぐって
Author(s)	飯沼, 雅行
Citation	大阪大学, 2010, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/57888
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【13】

氏名	飯沼雅行
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 23467 号
学位授与年月日	平成22年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	淀川筋綱引役の研究—近世畿内近国支配における幕府・個別領主・村の位相をめぐって—
論文審査委員	(主査) 教授 村田 路人 (副査) 教授 平 雅行 教授 飯塚 一幸

論文内容の要旨

本論文は、江戸時代において、来日した朝鮮通信使一行や琉球使節一行が淀川を船で遡行する際に、淀川沿岸村々やその近隣村々が負担した淀川筋綱引役（綱引人足役および淀川浚渫人足役）の検討を通して、幕府広域役（幕領・私領の別を問わず幕府が課す広域的な役）の実現のあり方を論じたものである。本論文は、序章と5つの章、および終章から成り、400字詰原稿用紙に換算して約342枚の分量である。

序章では、幕府広域役の一つである淀川筋綱引役が、従来ほとんど注目されることがなかったこと、わずかに存在する研究も、事実誤認が多いことを指摘している。

第一章「綱引役とその助郷の概要」は、綱引役の成立時期、綱引役の賦課主体と賦課対象、綱引区の設定のあり方について述べるとともに、各綱引区における綱引役助郷の実態

を明らかにしたものである。ここでは、川縁村を支配する領主だけでなく、幕府代官も、自身が支配している他の地域の村々に助郷を命じたことを明らかにするとともに、朝鮮通信使通航時の綱引役と、琉球使節通航時の綱引役との違いにも言及している。

第二章「琉球使節通航時の綱引組合運営—大塚組の事例」では、琉球使節の通航に際して課された綱引役の実現過程を、綱引役遂行のために形成されていた綱引組合の運営のあり方を検討することによって明らかにしている。ここでは、綱引組合の一つである大塚組を取り上げ、組合の中では高槻藩領の村が人足割その他の主導権を握っていたこと、寛政期以降、高槻藩が組合運営に関与し始めることを論証している。

第三章「朝鮮通信使通航時の組合運営—津屋組の事例」は、朝鮮通信使通航時の綱引役の実現にあたって、幕府・個別領主・村の三者がどのように関係し合っていたのかを検討したものである。ここでは、通信使帰国後に広域的に課される朝鮮人来聘国役の負担を免れる権利を有していた綱引村（綱引役負担村）が、どのようにして綱引村として認定されたのか、川縁村々に課された綱引役は、どのように地域に配分されたのか、その原則はどのようなものであったのかが明らかにされている。

第四章「幕府広域役の負担原則と地域社会—琉球使節淀川通航時の綱引役を事例として—」は、琉球使節通航時の綱引役を素材に、各村の役負担量算定の基準となる役高に着目して、綱引役の負担原則を検討したものである。ここでは、役高が綱引組合自身によって定められたとした上で、各村の役高の内実やその時期的な変化を明らかにしている。

第五章「幕府広域役の命令と情報の伝達—琉球使節通航時の綱引役の場合—」では、琉球使節通航時、綱引役を賦課するにあたって発せられた幕府の触や、使節通航を担当した薩摩藩の触、また川縁村が出した廻状の具体的内容を紹介するとともに、触の伝達には廻達第一村が重要な役割を果たしていたことを論証している。

終章では、綱引役実現にあたっては、高槻藩が大きく関与していたこと、同領関係という枠組が役負担村の決定や役高決定に大きな役割を果たしていたこと、綱引役が基本的には請負制をとらなかったことの意味を問う必要があることを述べている。

論文審査の結果の要旨

多様な領主の所領が錯綜した地域に課された幕府広域役については、1970年代の幕藩制国家論の提起以来、国役普請に伴う役の研究をはじめ、多くの研究が積み重ねられてきたが、未解決の課題も多い。本論文は、幕府広域役の一つである淀川筋綱引役を素材に、役の負担原則や、役の実現に果たした個別領主の具体的役割など、未解決課題の解明に取り組んだものである。

本論文の意義は、まず第一に、これまで研究が十分行われていなかった淀川筋綱引役の実態を、役を課された淀川沿岸村々や綱引役助郷村々に残る史料を検討することによって明らかにしたことである。綱引役が課された範囲はきわめて広範囲にわたり、役実現のあり方も、綱引組合によって違いがあったが、申請者はできるだけ多くの綱引組合の史料に

あたり、綱引役の全体像を描き出すことに成功している。淀川筋綱引役の研究は、本論文によって一新されたといってよい。

淀川筋綱引役自体は、朝鮮通信使や琉球使節の淀川通航時に限って課されたものである上に、賦課対象地域が限定されており、その意味では特殊な幕府広域役である。しかしながら、申請者は、淀川筋綱引役の検討を通じて、幕府広域役研究を方法論的に深化させた。この点が、本論文の第二の意義である。すなわち、本論文は、役の賦課原則、役実現における個別領主の役割、役実現のために出された触のあり方という権力的な側面と、役を課された地域の側がどのように役を請けたのかという側面の両面から幕府広域役を検討すべきことを示したのである。その他、幕府広域役実現にあたって個別領主が果たす役割が大きかったことや助郷設定の論理を明らかにしたことも意義深い。

もちろん、本論文にも問題がないわけではない。序章では、淀川筋綱引役に関する研究史とその問題点を掲げるに留まっている。ここでは、あわせて幕府広域役および近世の役についての研究史と課題を述べるべきであろう。また、叙述の運びに問題があり、主張点をつかみにくいところも多い。しかし、これらの問題点は、本論文の価値に較べれば、小さなものというべきである。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。